

職場の「受動喫煙防止対策」は 事業者の努力義務です

▶ 受動喫煙とは？

室内と室外に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

▶ 法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、すべての事業者が対象です。

▶ 具体的に何をすればよいのでしょうか？

労働者の健康を保持・増進する観点から、労働者の受動喫煙を防止するため、「事業者および事業場の実情に応じ適切な措置」をとるよう努めましょう。（労働安全衛生法第68条の2）
 事業者は受動喫煙の現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。
 対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

▶ 何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

厚生労働省が実施する支援事業

① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主：すべての業種の中小企業事業主

助成率：1/2（上限100万円）

平成30年度は、飲食店への助成率を特別に2/3に引き上げています。

問い合わせ先：事業場のある都道府県労働局の健康安全課または健康課

② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料）

周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

相談ダイヤル：050-3537-0777

事業委託先：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会（平成30年度）

③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計）の貸出し（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

受付ダイヤル：03-3635-5111（FAX 050-3730-9375）

事業委託先：柴田科学株式会社（平成30年度）

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

職場 受動喫煙

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

＜職場の受動喫煙防止対策の進め方＞

(1) 現状把握と分析

- ◆ 以下の例などを参考にして、事業者と事業場に関する情報を集め、求められる対策や実施するための課題などを検討しましょう。
- ◆ なお、妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、格別の配慮が必要です。

現状把握で収集する情報の例

- ① 特に配慮すべき労働者の有無
(例: 妊娠している方、呼吸器・循環器に疾患のある方、未成年者)
- ② 職場の空気環境の測定結果
- ③ 事業場の施設の状況
(例: 事業場は外壁に接しているか、事業場は賃借か、消防法や建築基準法などの他法令による制約はあるか)
- ④ 労働者や顧客の受動喫煙防止に対する理解度、意見・要望
- ⑤ 労働者や顧客の喫煙状況

(2) 具体的な対策を決める

- ◆ (1) の分析の結果をふまえて、具体的な対策（**実施可能な対策のうち、最も効果的なもの**）を決定します。

施設設備の「ハード面」と、計画や教育などの「ソフト面」の対策を効果的に組み合わせましょう。

施設設備（ハード面）の対策例

- ・敷地内全面禁煙
- ・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）
- ・空間分煙（喫煙室）
- ・十分な換気（飲食店など）

計画や教育など（ソフト面）の対策例

- ・担当部署の決定
- ・推進計画の策定
- ・教育・啓発・指導
- ・周知・掲示

※ソフト面の対策は組み合わせて実施すると効果的です

- ◆ 対策の決定や計画の策定にあたっては、衛生委員会（安全衛生委員会）で調査・審議をしましょう。

※衛生委員会がない事業場も、関係労働者の意見を聞くようにしましょう。

(3) 対策を実施する・点検する・見直す

- ◆ 「事業者および事業場の実情」は時間とともに変化するので、必要に応じて、対策の内容を見直しましょう。
- ◆ 事業場内に喫煙可能な区域（例：喫煙室）がある場合は、定期的に空気環境の測定を行いましょう。

空気環境の目安

- ① 浮遊粉じん濃度：0.15 mg/m³以下

※飲食店などで換気を行う場合、70.3×（席数）m³/時間以上の換気量が目安

- ② 喫煙室内に向かう気流：0.2 m/秒以上（煙の漏れ防止のために必要な気流）

▶ 対策の実施方法や測定方法の例は、平成27年5月15日付け基安発0515第1号通達に記載されています。